

平成23年10月26日

平成23年

第10回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成23年第10回教育委員会定例会会議録

平成23年10月26日午後2時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

櫻井光政	委員	委員長
藤崎雄三	委員	委員長職務代理者
横川敏男	委員	
鈴木清子	委員	
野口和矩	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	金子 武 史
教育地域力・スポーツ振興担当部長	佐藤 一 義
教育総務課長	松本 秀 男
施設担当課長	西野 正 成
学務課長（私学行政担当課長兼務）	飯田 衛
校外施設整備担当課長	星 光 吉
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	小黒 仁 史
社会教育課長	木田 早 苗
大田図書館長	原 聡

計 9 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第10回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 櫻井光政

○委員長

ただいまから、平成23年第10回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしている。よって会議は成立している。

なお、本日は大田ケーブルテレビから取材の申し込みがあり、教育委員会について、区民に広く周知する良い機会になると捉え、編集等によりその内容に誤解が生じないよう留意することを条件に撮影を許可している。

次に、会議録署名委員に清水教育長を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求める。

○教育長

10月14日に大森第六中学校で研究発表会があり、250名以上の学校関係者、PTA、地域の方々にお集まりいただいた。この研究発表は大変よくできていたと私も感心したので、紹介したいと思う。

研究のテーマは「夢と希望を与える課題解決能力の育成」であった。大森第六中学校で生徒の現状を分析した結果として、進学に向けた学習意欲が高く、受験勉強の意欲は高いのだけれども、生活経験の不足などによってコミュニケーション能力や言語活動において十分でないところがある。ものづくりの実体験も不足しているし、表現力や想像力も不足している。さらに合理的に物事を考えていく力も弱いという状況であった。これを問題意識として、いかに改善するかをいろいろ先生方が議論した結果、やはり課題解決の能力の不足であるということで、研究に取り組んできたという内容であった。

中学校の研究発表は専門的な各教科の先生方との調整が難しいこともあり、人権教育などの共通的な課題はこれまでもあったが、問題解決型の授業を行う、その後の成果を具体的に検証していこうという試みはあまり見られなかった。

大森第六中学校では、問題解決型の授業を行って、子どもたちに思考力を深めてもらう、それが生徒たちの動機づけにつながり、同時に先生方の授業改善効果も出て、学力の向上という具体的な結果となって表れたということである。これまで、いろいろな研究発表では表現力の向上という確固たる目的を前面に出すと、それによってどのような効果があったかという効果測定が難しかった。今回、大田区の学習効果測定で研究開始前と研究開始後の生徒の学力を測定した結果、向上が見られたということであるので、生徒たちの動機づけと先生方の意欲や授業改善の効果が出たと考えられるのではないかと思っている。研究の過程で、先生自身が目標を持ってほかの教員と連帯して、自分たちの研究テーマを深めるだけでなく、どうしたら子どもたちに人間力を向上させることができるか、学力を向上させることができるかという教師としての本来的な使命感を

抱いてスキルアップを図っていくことは大変素晴らしいことである。今回の研究は先生方にとっても非常にメリットがあり、子どもたちにとってもその効果が出てきたということで、大変私たちもうれしい気持ちになった。

今後、馬込東中学校、石川台中学校、大森第十中学校などが研究発表を控えているが、実践的教育研究が本当に実効性のあるものとして実ってほしいと思っている。

○委員長

教育長の報告に、意見、質問はあるか。

○野口委員

今の大森第六中学校は、研究授業を行い授業改善をした後にどういうテストをして学力向上が分かったのかということと、どのくらいの期間だったのかを詳しく教えていただきたい。研究したから学力が上がったということか。

○指導課長

学力は、毎年1学期にやっている学習効果測定で測った。期待正答率があり、問題に対してどこまで迫っていたか、大森第六中学校の場合一昨年は2教科が超えていたが、今年のテストではほとんどの教科が超えていた。超えなかったのは社会科だけで、実質的に学習効果測定で結果が出ている。また、研究授業の期間は2年間である。

○野口委員

研究授業はなかなかやりたがらない学校もあるが、このような研究をすれば2年間で結果が出たということが今回はっきり分かったような気がしたので、他の学校でもこのような研究をすれば生徒たちに良い影響を与えるということ、是非、もっと浸透させるようにすると良いと思う。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2

「部課長の報告事項」

○社会教育課長

資料) 第28回大田区区民スポーツまつり実績報告書(平成23年度)

10月10日の体育日に、区内47会場で開催された第28回大田区民スポーツまつりの実施結果について報告する。

今年の参加者は、1万3,758人であった。昨年は1万3,078人であったので、約700人増となっている。委員の方々にも数会場を視察していただいたが、会場によっては人数の多い少ないがあったかと思う。種目や内容によってはやむを得ない部分もあるが、今後、より多くの方に参加していただけるよう努力したいと思う。前日の雨で、多摩川河川敷で行われる予定であったサッカー教室とタイムトライアルが残念ながら中止となったが、当日は大変天気がよく、大きなけが等もなく無事終了した。

○大田図書館長

資料) 平成23年度 特別展図録販売

資料) 図書館の臨時休館について(報告)

特別展の図録は関係機関には無償で配布するが、郷土博物館において600円で販売させていただく。図録については現在印刷中であるが、出来上がり次第各委員へ配布させていただく。

次に、六郷図書館の臨時休館について、緊急で電気工事を行う必要があり、10月30日を休館とする。それに伴い、11月17日の休館日を開館とし、ホームページ及び館内掲示等で周知させていただく。

○委員長

部課長の報告について、意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3

「議案審議」

○委員長

それでは、第58号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第58号議案大田区立大森スポーツセンター条例の一部を改正する条例原案について説明する。

大田区総合体育館に弓道場を設けることに伴い、大森スポーツセンター分館弓道場を閉館するため、条例を改正する必要がある、この案を提出するものである。

改正内容は、別表第1（第2条関係）に分館、弓道場とあるが、これを削除する。別表第2（第4条関係）の7番目に弓道場の利用料金等があり、この規定を削除する。備考欄の（1）土日、休日などの利用料金の割増の規定及び（5）区外居住者等への割増に関する規定中の、弓道場に関する規定を削除するものである。

施行日は、平成24年6月1日を予定している。この条例については、弓道場の予約期間が4カ月前からでき、利用者に早目に周知する必要があるということから、第4回定例会で審議するため提案するものである。

○委員長

議案の審議に入る前に、傍聴の希望があったので、途中であるが傍聴の許可を求めたいと思うが、許可してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

では、傍聴を許可する。

（傍聴希望者入場）

○委員長

では、中断したが、議案の審議に入る。

ただいまの説明に意見、質問はあるか。弓道場がなくなるので、その規定を廃止するということであるが、よろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

では、第58号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長

第58号議案について、原案どおり決定する。

第59号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第59号議案大田区立伊豆高原学園に係る指定管理者の指定手続等に関する規則の制定について説明する。

伊豆高原学園改築・運営等事業の事業者を選定し、指定する手続を定めるため、規則を制定する必要があるため、この案を提出するものがある。

規則の内容であるが、第1条で趣旨が書かれており、指定手続等に関し必要な事項を定めるものである。第2条は指定申請書の提出に関する規定である。第1項は指定申請書を教育委員会に提出しなければならないとしている。第2項は、指定申請書のほかに、事業計画書ほか、(1)から(5)に掲げる書類、更に(6)委員会が必要と認める書類を添付しなければならないとしている。第3条は指定の通知である。申請があった場合に、指定管理者に指定すること、または指定しないことを決定したときは、書面によりその団体に通知をするものである。

施行日は、付則で公布の日から施行する。

○委員長

指定管理者の指定を行うことは既に決まっていることであるので、指定を受けようとする方の申請手続を決め通知をするといった手続面についての規則である。

ただいまの説明に、意見、質問はあるか。

○教育長

指定するとか指定しないという通知の様式はあるか。

○教育総務課長

指定通知の様式はない。

○委員長

教育長から通知の決定の書式があるのかという質問があったが、恐らく任意の書式で指定管理者に決定したことを通知することになる。少なくとも規則上は特段の書式を規定していないということになる。

では、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、第59号議案について、原案どおり決定する。

第60号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第60号議案就学援助費否認処分に係る異議申立てに対する決定について説明する。

提案理由は、異議申立人が平成23年9月5日付けで提起した就学援助費否認処分に対する異議申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定に基づき決定を行う必要があるため、この案を提出するものである。

続いて決定案について説明する。異議申立人が平成23年9月5日付けで提起した就学

援助費否認決定に係る異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。第1の異議申立ての趣旨及び理由、1異議申立ての趣旨であるが、平成23年7月8日付けで異議申立人に対してした、平成23年度就学援助費受給申請に係る否認決定の取消し及び本件申請の認定を求めるというものである。2異議申立ての理由であるが、(1)今年度は世間並みに近い収入があったが、それ以前は低所得であり、マイナス金が発生しており、生活が苦しい状況である。(2)妻方の両親もおらず、色々と負債も抱えており、生活するうえでの負担も多大である。更に長女の高校の学費負担の苦労もある。(3)長女と同じ中学校に通わせ、制服や体操服等をお下がりで活用しているが、汚れや傷も増えているため新しい物を購入してあげたい。(4)本件申請が否認になると、かなり厳しい生活状況になるため、収入金額からの見解ではなく日常の生活の厳しさを考慮した判断を望み、4月分からの認定を求める、というものである。

第2の当庁の認定事実及び判断、2判断(1)であるが、教育委員会は申立人からの申請について、就学援助費支給要綱に基づき平成22年中の申立人世帯全員の所得合計等について審査及び調査を行い、申立人世帯の認定基準額を算出した結果、所得合計が認定基準額を上回っていた。金額であるが、所得合計額が430万円、認定基準額は415万円で、差は約15万円である。従って、就学援助費否認通知書により、申立人に本件処分についての通知をしたというものである。(3)申立人の申立理由は、今年度の就学援助費が受給できないとかなり厳しい生活状況となるため、前年の所得ではなく日常の生活の厳しさを考慮した判断をしてほしいというものである。しかし、上記(2)のとおり支給対象者及び認定基準等は要綱で定められており、申立人の申立理由が当然に認められるものではない。また、就学援助申請者にはそれぞれやむを得ない事情があり、その内容の程度などをもって申請の審査等を行うことは、行政処分の公平性・公正性を欠くことになる。なお、予測不能な天災等が発生した際に一定の基準を定めた上で、当該事象による経済的理由から就学困難と認められ、特に配慮を必要と判断される児童及び生徒の保護者については、上記(2)の「教育委員会が特に必要と認めた者」とする場合がある。(2)では「前2号に掲げる者のほか教育委員会が特に必要と認めた者」としている。三宅島の火山の噴火で避難して来られた児童・生徒の保護者、それから、東日本大震災でこちらに来られた子どもたちの保護者について、認めた事例がある。本文に戻り、しかし、本件申請についての申立理由からは上述のような事情は認められず、本件に限って申請を認定すべき合理的事由を見出すことはできないから、申立人に対する就学援助費の支給を「特に必要」と認めることはできない。したがって、申立人に対する本件処分を取消し、本件申請を認定することは適当ではない。(4)以上のとおりであるので、教育委員会が平成23年7月8日に行った本件処分に違法・不当性はない。3よって、本件異議申立ては理由がないので、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定するというものである。

○委員長

ただいまの説明に対し、意見、質問はあるか。

○藤崎委員

直接の内容はこのとおりなのだと思うが、実際にこれを異議申立人に郵送して終わりということか。勿論、相手方から何かアクションがあれば別だが、説明を付けてなどということではなく、この文書を送って、手続的には終了という理解でよろしいか。

○教育総務課長

この決定の文書を送付するということである。

○野口委員

本人に会って渡すとか、あるいは本人はやはり困っていると思うので、ほかの方法があるというような指導はできないのか。

○学務課長

実際のこの文書の中での判断については、合理的に判断をするしかないと思うが、現状の中で本当に生活に困っているのであれば、生活保護という制度もあるので案内はさせていただく。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

第60号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

では、第60号議案について、原案どおり決定する。

第61号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第61号議案学校事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明する。

提案理由であるが、平成19年6月16日に発生した大森第七中学校野球ボール飛球に伴う屋根瓦損傷事故の損害賠償請求について、専決処分により賠償金の支払いを行った。従って、地方自治法第180条に基づき、本件について区議会への報告を行うものである。区議会は第4回定例会を予定している。

報告書の概要は、大森第七中学校第二校庭での野球部活動中に、バッティング練習で生徒が打ったボールが高さ15mの防球ネットを超え、K氏宅の屋根瓦に当たり、当該屋根瓦の一部を破損したものである。損傷箇所の確認の際、居住者からの申し出及び校庭との位置関係等から、以前から同校野球部の野球ボールにより屋根瓦が破損していた蓋然性が高いことが判明したものである。

対応の経過であるが、平成23年9月21日に示談を取り交わし、10月14日に賠償金の支払いを行っている。金額は35万3,535円である。

大森第七中学校の飛球ボールについては、同様に屋根瓦の破損事故が12件ある。この件を含め12件中7件は示談し、賠償金を支払った。1件については示談の見込みである。残り4件については、交渉を継続しているところである。

○委員長

ただいまの説明に対し、意見、質問はあるか。

○野口委員

私の前任校なので、大変申し訳ないと思っている。このようなことになってしまったことは学校側にも責任があると思うが、普段から地域の人たちと仲良くするということが大事で、こういったところまで迷惑をかけているのだと感じ、申し訳ないという気持ちでいっぱいである。

○委員長

かさ上げをしたが、やはりそれを超えてしまう打球があるのか。

○教育総務課長

もう少し対策が取れないかということで、今は物理的な対策を検討している。詳しい説明はできないが、バックネットをさらに囲うような形で、打球を引っ張るとボールがひっかかりファールボールが飛んで行かないようにできないか、今、検討している。対策ができ次第、説明の機会を設けたいと思う。

○委員長

数年前に教育委員会で、その打球による損傷をなくそうということでフェンスのかさ上げをするために、予算をつけてもらったのに、それが功を奏しなかったようで少しがっかりしたところがある。抜本的な策をとらないと続くと思う。平成19年の打球の事故の解決が4年かかるということ自体もなかなか大変な問題だと思うので、是非お願いします。

○鈴木委員

年数がたっても改善されないという部分について、子どもたちが故意にしているわけではなく、のびのびと運動ができるということを考えると、故意にされたものでなければ、できるだけ大人たちがその改善を早いうちに図らないといけないと思う。件数が非常に多いが、そういった中で、近隣とのコミュニケーションをしっかりと、近隣から子どもたちに対する理解を日常から得られていると、トラブルがだいぶ小さく収められるかと思う。ぜひ協力をお願いし、地域との関わりを考えていただければよいのではないかと感じた。

○教育長

私も鶉の木地区の連合会の皆さんとお話ししたときに、大森第七中学校のグラウンドにあれだけの高いネットがあるのに野球ができないのは非常に残念なので、とにかく子どもたちに野球ができるように努力してほしいと言われた。教育総務課長が少し説明したが、ホームベースの近くにもう一つネットを張り、打った球が当該の住宅に行かないよう事前にファールボールを落としていくような物理的な網をかぶせてできないか、大森第七中学校だけではなく、他の中学校1校でも実際に試してみようと思う。子どもたちが本当に野球をやりたいということ、地域の少年野球などの子たちも是非グラウンドを使って野球をやりたいという、青少年対策地区委員会の会長からの要望もあるので、なるべく野球ができるような方向で進めていきたいと思う。

○野口委員

正直、大森第七中学校のグラウンドで野球ができなければ、恐らく野球をできる学校はなくなってしまわないかという気がする。野球やソフトボールなどは練習のときにキャッチャーのところにかぶせて外へ出ないようにすることは幾らでもできるが、防護ネットをかぶせて試合をやる訳にはいかないで、結局、試合ができないということになってしまう。このようなことがあると、だんだん野球部も衰退していき、ほかの部活動までも衰退していくというのが現状だと思う。これを機会に地域とのコミュニケーションをまず優先的に考えていかないといけない。大森第七中学校のグラウンドで野球の試合ができない状況だと、今度は地域の人也使えない状態になり、地域の町会長さんや鶉の木の連合町会、青少年対策地区委員などと、もっと連携をとっていけばこのようなことは起きてこないという気がする。試合のときに1回か2回、ファールボールが出て屋根瓦を壊すということが絶対にないとは言えない状況であるので、その辺は委員会としても対応していかなければならず、是非その辺のご理解をお願いできればと思う。

○教育総務課長

被害を受けられた方にとっては本当に大切な財産で、屋根となれば雨漏りということもあるので、その様なことがないようにしていき、また、地域の方のご理解を得ながら対策をとっていきたいと考える。

○委員長

ほかに意見、質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

では、第61号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第61号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成23年第10回教育委員会定例会を閉会する。
(午後 2 時 37 分閉会)